は年金だべる

◆年金生活者支援給付金制度

払われます。 同じ受取口座に、 別が記載されています。 援を図ることを目的として、 2か月分を翌々月の中旬に年金と 者支援給付金のお支払いは、原則、 額(月額)と支給される給付金の種 に上乗せして支給されるものです。 金等の収入金額やその他の所得が 税率引き上げ分を活用し、 定基準額以下の方に、 送付された請求書の表面に見込 年金生活者支援給付金は、 年金とは別途支 生活の支 年金生活 公的年 年金 消費

【対象となる方】

が対象です。 次の①又は②の条件を満たす方

① 65歳以上の老齢基礎年金を受給されている方で、世帯員全員の町民税が非課税となっており、前年の年金収入額とその他所得前の合計が約88万1,200円以下である方。

下である方。
の時害基礎年金・遺族基礎年金を

【請求手続】

以降の手続きは原則不要となります。
要件を満たしている場合、2年目
中で満たしている場合、2年目

り給付金の支給を受けようとする再び支給要件を満たしたことによめ、一度給付金をなったことにより、一度給付金をただし、支給要件を満たさなく

(例)

4月分と5月分は

6

月中旬に

り込まれます。

(年金の支払目と同日)

場合は、あらためて認定請求の手続きが必要となります。
は、前年の所得情報等に基づき、は、前年の所得情報等に基づき、
のかどうか判定し、支給決定が
るかどうか判定し、支給決定が

課戸籍年金医療グループに提出し 月日、 速やかに返送 令和4年9月1日から順次送付さ **方**へ、簡易な請求書(はがき型)を 援給付金を受け取ることができる 生活者支援給付請求書) れています。 と等により てください。 和3年分の所得額が低下したこ 基礎年金を受給されている方で、 氏名、 電話番号を記入し、 同封のはがき 新たに年金生活者支 もしくは役場住民 に提出年 (年 金

が送付されます。
を生活者支援給付金不該当通知書金生活者支援給付金不該当通知書が送給されません。その際は、「年のと場合、年金生活者支援給付金が送付されます。

◆日本年金機構を装った不審

日本年金機構のロゴマークを使用し、日本年金機構のロゴマークを使払戻返金部門等、日本年金機構にない部署の名前を騙り、年金の残金を振り込む名目で、名前や口座番号等の情報を返信させようとするメール等が確認されています。日本年金機構のロゴマークを使ませんのでご注意ください。



◇お問い合わせ先